

## U Wave・U Shotサービス利用規約

株式会社USEN FB Innovation（以下「当社」といいます。）は、U Wave・U Shotサービス利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、本規約および利用契約に従い本サービスを利用者に提供します。

### 第1条（用語の定義）

本規約において使用する用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
本サービス	U WaveおよびU Shot
認定インフルエンサー	本サービスの提供のために当社が選定した、当社指定のSNSにおいて一定数のフォロワーを有する自然人
U Wave	認定インフルエンサーによるSNS投稿サービス
U Shot	認定インフルエンサーによる、利用店舗の飲食物、店内、調理風景その他の利用店舗内の写真または動画の撮影サービス
利用契約	当社と利用者間で締結される、本規約ならびに申込書記載事項および「U Wave・U Shot注意事項確認書」を内容とする本サービスの提供および利用に係る契約
申込書	利用契約の締結の申込みに用いる当社所定の書面または電磁的記録
申込者	利用契約の締結の申込みをする、日本国内に本店が所在する法人または居住する自然人
利用者	当社と利用契約を締結した申込者
利用店舗	本サービスを利用する飲食店
本サイト	本サービスに関して当社が運営するWEBサイト
本撮影データ	U Shotの利用者に納品するために認定インフルエンサーが撮影した写真または動画のデータ
本コンテンツ	本撮影データその他本サービスにより利用者に納品されるデータの総称

### 第2条（本規約の適用）

1. 本規約は、利用者と当社との間の本サービスの利用にかかわる一切の關係に適用されます。当社は、利用者が本規約の全文を確認し、そのすべての適用に同意したことを前提に、本サービスを提供します。利用者は、本規約の全文を確認し、そのすべての適用に同意のうえで、本サービスを利用するものとします。

2. 利用契約と本規約の定めが抵触する場合には、利用契約の定めが優先して適用されるものとします。

### 第3条（本規約の変更）

1. 当社は、本規約を任意に変更することができるものとします。
2. 当社は、本規約を変更した場合には、本サイトに掲載して変更後の本規約を利用者に告知します。
3. 変更後の本規約の効力発生日以降に本サービスを利用したときは、利用者は、本規約の変更にも異議なく同意したものとみなします。

### 第4条（利用契約の成立）

1. 申込者が申込書の提出により当社に申込みをし、当社が当該申込みの承諾をしたときに、当該申込書が当社に到達した日（以下「契約日」といいます。）に遡及して、利用契約が成立するものとします。
2. 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、前項の申込みを承諾しないことがあります。
  - ①虚偽の事実を申告した場合
  - ②前項の申込みが第三者を代理して行うものである場合
  - ③利用契約に基づき支払うべき料金等の支払いを怠るおそれがある場合
  - ④利用契約または本規約に違反するおそれがある場合
  - ⑤当社との契約に違反したことまたは当社に損害を与えたことがある場合
  - ⑥本サービスを提供することが技術上著しく困難な場合
  - ⑦利用店舗が公序良俗に違反し、またはそのおそれが場合
  - ⑧本サービスを法令に違反する目的で使用するおそれがある場合
  - ⑨第三者（利用店舗の従業員を含みますが、これに限られません。）の権利を侵害し、またはそのおそれがある場合
  - ⑩本サービス運営を妨げ、または本サービスの信頼を毀損するおそれがある場合
  - ⑪反社会的勢力（暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力をいいます。以下同じ。）である場合または反社会的勢力であると疑われる場合
  - ⑫前各号に掲げる場合のほか、当社が不相当と判断した場合
3. 当社は、前項の規定により第1項の申込みを承諾しないときは、承諾をしない事実のみを申込者に通知します。なお、当社は、承諾しない理由を説明する義務を負いません。

### 第5条（変更届出）

1. 利用者は、別段の定めがある場合を除き、申込書の内容その他当社に届け出た情報に変更が生じた場合または誤りが判明した場合には、直ちに、契当社が別途指定する方法により変更後または正しい情報を当社へ届け出るものとします。
2. 当社は、利用者が前項の届出を怠ったことまたは届出が遅延したことにより被った不利益について、何らの責任を負いません。

### 第6条（利用契約の変更）

利用者は、提供料理内容、プラン名その他利用契約の内容の変更を希望する場合には、当社が別途指定する方法によりその変更の申込みをするものとします。当社がその申込みを承諾した時に、利用契約は変更されるものとします。

#### 第7条 (U Waveの概要)

1. U Waveは、申込書に記載された利用店舗の属性、集客課題に応じて当社が適切と判断した認定インフルエンサーが、U Waveの利用者の利用店舗において提供される飲食物の広告宣伝のために、当社指定のSNSへその飲食物に関する投稿を行うサービスです。
2. U Waveは、利用者と認定インフルエンサーとの契約を媒介し、もしくは取次をし、またはいずれかを代理してその契約を締結するサービスではありません。
3. U Waveは、利用者に対し、認定インフルエンサーが撮影した写真および動画の提供もしくは使用許諾をし、またはその著作権その他の権利を譲渡するサービスではありません。ただし、利用者と当社の間で別段の合意をした場合には、この限りではありません。

#### 第8条 (U Waveにおける義務)

1. 当社は、利用者と協議をして決定した日時に、その利用店舗へ認定インフルエンサーを訪問させます。なお、利用者は、認定インフルエンサーが第三者の同伴を希望した場合には、その同伴を認めるものとします。
2. 利用者は、前項の認定インフルエンサーおよびその同伴者に対し、無償で、座席およびSNS投稿を希望する飲食物を提供するものとします。ただし、同伴者が2名以上の場合には、無償提供を、認定インフルエンサーおよび同伴者1名に限ることができます。
3. 利用者は、第1項の認定インフルエンサーに対し、飲食物の撮影に関して指示をすることはできません。

#### 第9条 (SNS投稿)

1. U WaveにおけるSNS投稿の内容および投稿の日時は、認定インフルエンサーがその裁量により決定できるものとします。ただし、利用者と当社の間で別段の合意をした場合には、この限りではありません。
2. 当社は、認定インフルエンサーによるSNS投稿が完了したときは、利用者に対しその旨を報告するレポートを提出します。
3. U Waveに関する利用契約に基づき当社が負う債務は、前項のレポートを提出した時に消滅します。
4. 利用者は、当社および認定インフルエンサーに対し、SNS投稿の変更および削除を求めることはできません。

#### 第10条 (U Shotの概要)

1. U Shotは、申込書に記載された利用店舗の属性、集客課題に応じて当社が適切と判断した認定インフルエンサーがU Shotの利用者の利用店舗の飲食物その他の利用店舗内の写真または動画を撮影し、当社が本撮影データを利用者に提供するサービスです。
2. 本撮影データは、利用店舗のメニューに使用される想定のもと、認定インフルエンサーの裁量により撮影され、加工または編集されます。

3. U Shotは、利用者と認定インフルエンサーとの契約を媒介し、もしくは取次をし、またはいずれかを代理してその契約を締結するサービスではありません。

#### **第11条 (U Shotにおける義務)**

1. 当社は、利用者と協議をして決定した日時（以下「本撮影日時」といいます。）に、その利用店舗へ認定インフルエンサーを訪問させます。
2. 利用者は、前項の認定インフルエンサーに対し、無償で、撮影を希望する飲食物を提供するものとします。ただし、利用者は、その裁量により、認定インフルエンサーによる飲食物の飲食の可否を決定することができるものとします。
3. 利用者は、前項の撮影に立ち会い、第1項の認定インフルエンサーの求めに応じ、その撮影した写真または動画の確認をするものとします。
4. 利用者は、前項の立ち会いおよび確認を、利用店舗の責任者に行わせることができます。
5. 前二項のいずれの立ち会いもない場合には、当社は第1項の認定インフルエンサーに撮影をさせる義務を負わず、その認定インフルエンサーは撮影をすることなく退去することができます。
6. 利用者は、第1項の認定インフルエンサーに対し、飲食物の撮影に関して指示をすることはできません。
7. 利用者は、第1項の認定インフルエンサーから飲食物の撮影に関して協力を求められた場合には、それに応じるよう努めるものとします。

#### **第12条 (本撮影データの納品・検収)**

1. 当社は、本撮影日時の翌日から起算して5営業日（当社の営業日とします。以下同じ。）以内に、別途当社が指定するオンラインストレージに本撮影データをアップロードする方法により、U Shotの利用者に本撮影データを納品します。
2. 利用者は、納品日から起算して3営業日以内（以下「確認期間」といいます。）に、本撮影データの内容、種類および数量を検査し、その結果を当社に通知するものとします。
3. 利用者は、確認期間内に本撮影データが前条第3項または第4項に従い確認した写真もしくは動画もしくはそれらを加工もしくは編集したものではないことまたは利用契約に基づき納品されるべき種類もしくは数量と異なること（以下「不適合」といいます。）を発見したときは、その不適合の内容を書面または電子メールで当社に通知するものとします。
4. 前項の通知を受領し、かつその内容に理由があると当社が判断した場合には、当社は、無償で本撮影データを修補し、または利用契約に基づき納品すべき本撮影データを納品するものとします。なお、この場合の納品日は、別途利用者と当社で協議の上決定するものとします。
5. 本撮影データの不適合に対する当社の責任は、前項に定める修補または納品に限るものとします。

#### **第13条 (本撮影データの使用許諾)**

本撮影データの著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含みます。）は、当社に帰属します。当社は、利用者に対し、前条第2項の検査の合格日から、次に掲げる用途で本撮影データを利用することを許諾します。

- ①利用店舗のメニュー（印刷物のほか、ウェブサイトまたはアプリに掲載するメニューを含みます。）への掲載
- ②利用店舗のウェブサイト（第三者が運営するウェブサイトまたはアプリを含みます。）への掲載

#### **第14条（構成物の権利）**

利用者は、利用店舗の飲食物その他のU Shotの撮影の対象物、その背景、周囲音その他写真または動画に記録されるもの（以下「構成物」といいます。）に、人物が含まれる、または第三者の著作物（写真、映像、キャラクター、音楽を含みますがこれらに限りません。ただし、著作権法第30条の2第1項に定める「付随対象著作物」に該当するものその他著作権法に基づき利用が認められる著作物を除きます。）が含まれる場合には、自らの費用と責任をもって、その人物または著作権者その他の正当な権利者から、写真または動画の撮影およびその利用について許諾を取得するものとします。

#### **第15条（本コンテンツの権利の帰属）**

本コンテンツの著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含みます。）その他の権利は、当社に帰属するものとします。

#### **第16条（料金等および支払）**

1. 利用者は、本サービスを利用する対価（以下「利用対価」といいます。）として、申込書で定めた金額を当社に支払うものとします。
2. 利用者は、利用対価の支払いの他、利用契約およびその他当社が別途利用者に提示した書面等に定める料金ならびにその他利用契約成立後に生じた本サービスの利用に係る費用（以下、総じて「料金等」といいます。）を当社の請求に従い、当社に支払うものとします。
3. 利用者は、料金等を当社が別途利用者に提示した請求書に従い、当社に支払うものとします。

#### **第17条（変更手数料）**

利用者は、認定インフルエンサーの訪問日時を変更する場合には、次に定める変更手数料を当社へ支払うものとします。

- ①訪問日の2営業日前：利用対価に20%を乗じて算出された額
- ②訪問日の1営業日前：利用対価に50%を乗じて算出された額
- ③訪問日の当日：利用対価に100%を乗じて算出された額

#### **第18条（遅延損害金）**

利用者は、料金等を当社が定める支払期日から1ヶ月を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日を起算日として支払われる日の前日までの期間について、その料金等に年14.6%の割合を乗じた額の遅延損害金を当社に支払うものとします。

## 第19条（秘密保持）

利用者は、本サービスの遂行上で知り得た当社の技術上、営業上その他の業務上の情報（以下「秘密情報」といいます。）を、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号に該当する情報はこの限りではありません。

- ①受領した時点で既に公知となっていた情報
- ②受領した時点で既に所有していた情報
- ③正当な権利を有する第三者から機密保持の義務を負うことなく合法的に入手した情報
- ④受領した後に、自己の責めに帰することができない事由により公知となった情報
- ⑤事前の書面による承認により秘密保持の対象から除外された情報

## 第20条（公表）

当社は、利用者が本サービスを利用している事実ならびに利用者および利用店舗の名称を、事前に利用者の承諾を得ることにより、本サイトおよび当社の提携先のウェブサイト等において掲載することができるものとします。

## 第21条（禁止行為）

利用者は、次の各号のいずれかに該当する行為またはそのおそれのある行為をしてはならないものとします。

- ①本規約または利用契約に違反する行為
- ②認定インフルエンサーに対しSNSの投稿または画像もしくは動画の撮影を委託する行為
- ③認定インフルエンサーに対しSNSの投稿の内容もしくは日時を指示し、または画像もしくは動画の撮影に関して指示をする行為
- ④当社が紹介した認定インフルエンサー（SNSの投稿または撮影をする認定インフルエンサーに限りません。）に対しSNSの投稿または撮影を依頼するために連絡をし、またはそれらの依頼をする行為
- ⑤不正な目的または当社が想定する本サービスの用途と異なる目的をもって本サービスを利用する行為
- ⑥虚偽、不完全または不正確な情報を当社に届け出る行為
- ⑦本サービスの運営に支障を与える行為
- ⑧当社または第三者の著作権、商標権その他の知的財産権その他の権利または財産を侵害する行為その他の当社または第三者に不利益または損害等を与える行為
- ⑨当社または第三者を不当に差別し、誹謗中傷もしくは侮辱し、またはその信用もしくは名誉を毀損する行為
- ⑩公序良俗に違反する行為または犯罪行為に結びつく行為
- ⑪法令、判決、決定、命令、法規命令、監督官庁のガイドラインその他行政規則に違反する行為
- ⑫前各号に掲げる行為を第三者に行わせる行為または第三者が行うことを助長する行為
- ⑬前各号に掲げる行為を援助または助長する行為
- ⑭前各号に掲げる行為のほか、当社が利用者に本サービスの提供を継続することが不適切と判断する行為

## 第22条（本サービスの変更）

当社は、当社の判断により、利用者に対しあらかじめ通知をすることなく、いつでも本サービスの内容の全部または一部を変更することができます。この場合には、当社は、変更後の本サービスが変更前と同等の内容が維持されることを保証しません。

## 第23条（利用者による解約）

利用者は、当社所定の方法により当社に申し入れることにより、利用契約の解除をすることができます。ただし、利用者は、認定インフルエンサーの訪問日の2営業日前から当日までに解除を申し入れた場合には、その申入れの日に応じて、次の各号に定めるキャンセル料を当社に支払うものとします。

- ①訪問日の2営業日前：利用対価に20%を乗じて算出された額
- ②訪問日の1営業日前：利用対価に50%を乗じて算出された額
- ③訪問日の当日以降：利用対価に100%を乗じて算出された額

## 第24条（当社による解約）

1. 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合または該当するおそれがあると当社が判断した場合には、利用者に対し何らの通知または催告をすることなく直ちに利用契約の解除をすることができます。
  - ①本規約または利用契約に違反した場合において、相当の期間を定めてその違反の是正の催告をしたにもかかわらず、その期間内に是正しない場合
  - ②第4条第2項各号または第21条（禁止行為）各号に該当した場合
  - ③料金等の一部または全部の支払いを遅滞し、または正当な事由なく支払いを拒否した場合
  - ④手形または小切手の不渡りが発生した場合
  - ⑤差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てまたは滞納処分を受けた場合
  - ⑥破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別精算開始を申し立て、または申し立てがされた場合
  - ⑦前六号に掲げる場合のほか、利用者の信用状態に重大な変化が生じた当社が判断した場合
  - ⑧解散または営業停止状態になった場合
  - ⑨連絡が取れなくなった場合
  - ⑩利用者の責めに帰すべき事由により、本サービスを提供できない場合
  - ⑪利用店舗について監督官庁から行政指導、営業停止または免許もしくは許認可等の取消処分を受けた場合
  - ⑫前各号に掲げる場合のほか、当社が利用者との利用契約の継続が適当でないと判断した場合
2. 利用者は、前項の定めにより利用契約を解除された場合には、料金等その他の利用契約に基づき負担する金銭的債務を直ちに当社に支払うものとします。
3. 当社は、利用者から料金等の支払を受ける前はいつでも利用契約を解除することができるものとします。

## 第24条（免責等）

1. 当社は、本サービスが利用者の特定の目的に適合すること、期待する機能、商品性、有用性、正確性または完全性を有すること、本サービスの利用が第三者の権利を侵害しないこと、適切と判断される認定インフルエンサーを適宜紹介できること、SNSの投稿に対し批判、非難または誹謗中傷を受けないこと、認定インフルエンサーが投稿に使用したアカウントを削除しないこともしくは停止されないことその他本規約に明示的に定められていない事項について何らの保証もしないものとします。
2. 当社は、次に掲げる事由に起因または関連して利用者に生じた損害および損失について、請求原因のいかんにかかわらず、賠償その他の責任を負わないものとします。
  - ①利用者または利用店舗の売上、利益または顧客数の増減
  - ②利用者の事業運営に関する一切の事項
  - ③本サービスの利用、利用不能、変更または提供停止
  - ④不可抗力（天災地変、戦争、暴動、内乱、火災、停電、疾病の蔓延、電気通信回線障害、政府の規制その他当社の支配することができない事由をいいます。）による利用契約の全部もしくは一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行
  - ⑤利用者の申込み内容の誤りその他の不備
  - ⑥利用者または利用店舗の従業員による利用契約の違反
  - ⑦利用契約の解除その他の終了
  - ⑧前各号に掲げる事由のほか、本サービスに関連して生じた当社の責めに帰することができない事由

## 第25条（損害賠償）

1. 利用者は、自ら（直接間接を問わず、利用者の実態上の管理下にある者を含みます。以下本条において同じ。）が本規約または利用契約に違反したことにより当社に損害等が発生した場合には、当該損害（合理的な弁護士費用を含みます。）を賠償する義務を負うものとします。
2. 利用者は、自らの行為が原因で、第三者が当社に対しクレーム、損害賠償の請求その他の要求をした場合には、自らの責任と費用において当社を保護し、当社が被った損害（合理的な弁護士費用を含みます。）を賠償する義務を負うものとします。
3. 債務不履行責任、不法行為責任その他法律上の請求原因のいかんにかかわらず、本サービスに関して当社が利用者に対して賠償責任を負う範囲は、当社の責めに帰すべき事由により当社が利用契約に違反したことを直接の原因とし、かつ利用者に現実に発生した通常の損害に限られるものとします。
4. 当社が利用者に対して支払う損害賠償の額は、前項に基づく損害の額と損害発生の直接の原因となった本サービスについて利用者が当社に対し現実に支払った料金等のいずれか低い額を上限とします。
5. 本サービスに関して、当社の責めに帰すべき事由により第三者に損害が発生した場合においても、当社の責任は、前二項に定める利用者に対する責任の範囲および上限額に限るものとします。

## 第26条（通知）



1. 当社は、本サービスに関連して利用者へ連絡または通知すべき内容を、電子メールの送信、書面の郵送、本サイトへの掲載その他当社が適当と判断する方法を用いて利用者へ伝達します。
2. 前項に定める伝達は、電子メールの送信においては利用者のメールサーバに到達した時、書面の郵送においては利用者に配達された時（利用者が受取を拒否した場合を含みます。）、本サイトに掲載する方法においては本サイトへの掲載がなされた時をもって、利用者に到達したものとみなします。
3. 第1項の伝達を電子メールの送信または書面の郵送により行う場合には、当社は利用者が当社に届け出ている連絡先に宛てて通知するものとします。

### **第27条（権利義務譲渡の禁止）**

利用者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、利用契約の契約上の地位または利用契約に基づく権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡してはならないものとします。

### **第28条（事業譲渡等）**

当社は、合併、会社分割、事業譲渡その他の事由により事業を承継させる場合には、利用者の承諾を得ることなく、利用契約の契約上の地位または利用契約に基づく権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡することができるものとします。

### **第29条（反社会勢力に対する表明保証等）**

1. 利用者は、申込日および申込日以降において、自らが反社会的勢力ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないことならびに自らの役員、従業員および関係者等が反社会的勢力の構成員またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。
2. 利用者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合には、当社はなんら催告することなく、利用契約を解除することができるものとします。
  - ①反社会的勢力に属していること。
  - ②反社会的勢力が経営に実質的に関与していること。
  - ③反社会的勢力を利用していること。
  - ④反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること。
  - ⑤反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
  - ⑥自らまたは第三者を利用して、当社または当社の関係者に対し、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いたこと。
3. 前項各号のいずれかに該当した利用者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

### **第30条（分離可能性）**

本規約のいずれかの条項またはその一部が法令等により無効または執行不能とされた場合であっても、本規約の残りの規定および一部が無効または失効不能とされた規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

### **第31条（協議）**

利用者および当社は、利用契約に定めのない事項または約利用契約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議のうえ、速やかに解決を図るものとします。

### **第32条（準拠法、合意管轄裁判所）**

1. 本規約および利用契約は、日本国法に基づき解釈されるものとします。
2. 利用契約に関して利用者と当社との間で生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（附則）

本規約は、2022年10月1日から実施します。